

(別 紙)

鳥取県産米もっと食べようキャンペーン（県内）実施業務 仕様書

1 委託業務名

鳥取県産米もっと食べようキャンペーン（県内）実施業務

2 委託業務の目的

日本穀物検定協会が発表する食味ランキングの結果が公表される3月から県内において県産米の販売促進を図るため、鳥取県産米のおいしさを再認識してもらうための広報や、プレゼントキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施し、県産米の販売促進を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年6月30日まで

4 キャンペーンの概要

(1) 期間

令和4年3月1日から4月30日まで

(2) キャンペーンの内容

対象商品（キャンペーンシールが貼ってある鳥取県産米5kg以上の商品）を購入し、応募券を応募すると、賞品（“ますますごはんを食べたくなる！”メガ盛り、鳥取牛）が、抽選で各月55名、合計110名に当たる。

(3) 対象商品と応募方法

- ・対象商品：鳥取県産米（銘柄指定なし）5kg以上
- ・応募方法：対象商品米に貼ってあるキャンペーンシールの応募券を、官製はがきに貼って応募（応募はがき1枚につき応募券は1枚とし、何口でも応募可能）
- ・応募宛先：受託者が設置する「プレゼントキャンペーン係」
- ・問い合わせ先：鳥取県庁販路拡大・輸出促進課
- ・応募締め切り：[3月抽選分] 4月10日（到着分）、[4月抽選分] 5月10日（消印有効）

(4) 対象商品の販売場所

鳥取県内のスーパー（キャンペーン参加の米卸業者の卸先）

(5) キャンペーンPR

- ・販売場所（店頭ポスター、ポップ、プライスカード）
- ・メディア（新聞広告、フリーペーパー広告）

5 委託業務の内容

(1) キャンペーンの実施

① キャンペーンPR資材の制作・送付

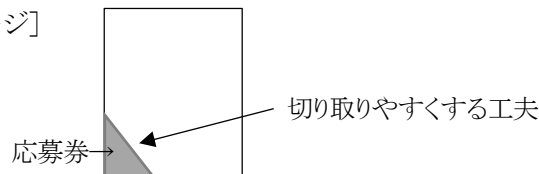
キャンペーンシール、ポスター、ポップ、プライスカードの版下制作と印刷を行い、キャンペーン参加県内米卸業者5社へ、それらのPR資材を送付すること。（記載内容は別途協議）

[資材の規格・枚数・送付先]

| 内 容 | 枚数 | 備考 |
|------------------------|----------|---|
| シール(90mm×80mm/カラー) | 65,000 枚 | <資材の送り先(県内米卸5社)> ・中嶋米穀株式会社(鳥取市千代水4丁目3番地) ・有限会社米村商店(鳥取市緑ヶ丘2丁目671-130) ・全農パール西日本鳥取支店(東伯郡湯梨浜町田後495-6) ・株式会社鳥取県食(倉吉市秋喜257-8) ・みずほ米穀株式会社(米子市夜見町3071-11) |
| ポスター(A4/カラー) | 150 枚 | |
| ポップ(A5/カラー) | 150 枚 | |
| プライスカード(65mm×90mm/カラー) | 500 枚 | |

※県内米卸業者1社あたりの送付数:応募シール13,000枚、ポスター30枚、ポップ30枚、プライスカード100枚

[キャンペーンシールのイメージ]



②キャンペーン応募はがきの受付、抽選、当選者への賞品の発送

キャンペーンの応募先として、応募はがきの受付・管理、抽選、当選者への賞品発送を行うこと。

- ・3月抽選分（4月10日（到着分））は4月中旬、4月抽選分（5月10日（消印有効））は5月中旬に受託者が抽選を行い、当選者に発送する。
- ・賞品は「鳥取牛」、調達先は「鳥取県畜産農業協同組合」とし、当選者1名あたりの経費は7,000円（送料・税込）とする。

[賞品概要]

| 賞品 | 調達先 | 経費 |
|----------------------|--|--|
| 鳥取牛 （こめ育ち 牛など） | 鳥取県畜産農業 協同組合 （鳥取市若葉台南7 丁目2番11号） | 【3月抽選分】 @7,000円（送料(クール便)・税込）/名×当選者55名 【4月抽選分】 @7,000円（送料(クール便)・税込）/名×当選者55名 |

(2) キャンペーン of 広告掲載

- ①半5段広告（カラー）を制作し、日本海新聞に掲載する。（3月中旬/1回）
- ②県内の情報誌（フリーペーパー「つばさ」・「くらら」・「こはく」の各4月号（1/4頁、カラー）用広告を制作し、掲載する。
※内容は、県産米のおいしさ、米農家の現状、プレゼントキャンペーンPRなどを予定
※新聞広告の掲載日は別途協議

(3) その他上記業務に付随する業務

6 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限

契約金額の50パーセントを超える委託又は業務の中核となる部分の委託は特段の理由がない場合は、認めない。

なお、特段の理由がある場合は、受注者は、再委託の業務内容、再委託先の体制、責任者をあらかじめ書面により報告し、発注者の了承を得なければならない。

(2) 著作権の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に明記がない事項、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と適宜協議を行い、十分に調整して行う。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報取扱業務委託契約特記事項のとおりとする。